

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000364号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100015号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年4月30日から同年5月16日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和51年4月30日から同年5月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年4月30日から同年5月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで

私は、昭和50年3月にB社に入社し、同年5月にA社へ出向してから、昭和51年5月に再びB社へ転勤するまでA社で勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された人事に関する資料(写)、事業主の陳述並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、B社の関連会社であるA社に継続して勤務(昭和51年5月16日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和51年3月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年4月30日から同年5月16日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2000376 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2100013 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は、B 社) における平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額を 23 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月

請求期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る給料支払明細書 (控) (写) により、請求者は、請求期間において、A 事業所から 23 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書 (控) (写) において確認できる賞与額から、23 万円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支払年月日については、事業主の回答から平成 21 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 21 年 12 月 25 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000377号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100014号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年10月1日にA事業所からC社に異動したが、厚生年金保険の記録では請求期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、同日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC社に係る辞令、事業主の回答、雇用保険の加入記録並びに同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務(昭和36年10月1日にA事業所からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA事業所に係る事業所別被保険者名簿の昭和35年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、事業主が被保険者資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所が

これを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。